

令和5年5月19日
農林水産部団体指導課
043-223-3076

農業協同組合法に基づく業務改善命令について

ちば東葛農業協同組合に対して、健全な組合運営を確保するため、農業協同組合法第94条の2第1項及び第2項の規定により、本日業務改善命令を行いました。今後、当該組合に対し、業務改善計画を提出させるなど、再発防止に向けた指導を行ってまいります。

1 処分理由の概要

当該農協では、令和3年10月に業務上横領が発覚し、再発防止策を策定し、その防止策を実行しているさなか、新たな業務上横領が発覚した。加えて、組合長を含む役員(当時)が、農業協同組合法第97条第12号等に基づく県への届出を行わず、当該不祥事の隠蔽が行われた。

事業の健全な運営を確保し、組合員を保護するためには、組合内のガバナンスの強化、法令等遵守態勢及び内部けん制態勢の再構築が必要であると認められるため、業務改善命令を行った。

2 命令内容

健全な組合運営を確保するため、以下の事項について業務執行体制の改善を行うこと。

- ・ガバナンスの強化
- ・法令等遵守態勢の再構築
- ・内部監査機能の強化
- ・内部けん制態勢の再構築
- ・第三者委員会の提言等を踏まえた取組

3 今後の措置

- ・業務改善計画を7月31日までに提出すること。
- ・別途指示があるまでの間、その進捗・実施及び改善状況を3か月ごとに報告すること。
- ・損害金額の処理結果を報告すること。

【参考①】事件概要

- ・令和4年8月末に、ちば東葛農業協同組合 関宿支店の副支店長(当時・退職済)が畜産飼料にかかる売上金を横領し、当該事案について、組合長を含む役員(当時)がこれを公にすることなく隠蔽したという内部通報があった。
- ・令和4年11月末に当該組合が第三者委員会を設置した。
- ・令和5年1月末に第三者委員会から示された中間報告では、元副支店長による約325万円の着服及び役員による隠蔽の事実が認められ、同日付けで組合長(当時)及び指導経済担当常務理事(当時)が辞任した。
※令和5年2月10日に当該組合において報道発表、ホームページ公表済み。
- ・令和5年4月末に第三者委員会から最終報告結果が示され、上記中間報告以降の調査により、新たに追加の横領事案(定期積立金等の預かり現金約88万円)等が発覚した。
※令和5年5月2日に当該組合において報道発表、ホームページ公表済み。
- ・ちば東葛農業協同組合の地区
野田市、柏市の一部、船橋市の一部、我孫子市
(本店所在地:柏市)

【参考②】農業協同組合法<抜粋>

第九十四条の二 行政庁は、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合に対し、その信用事業又は共済事業の健全な運営を確保するため、組合の業務若しくは財産又は組合及びその子会社等の財産の状況によつて必要があると認めるときは、当該信用事業又は共済事業に関し、措置をとるべき事項及び期間を定めて、その健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ずることができる。

- ② 行政庁は、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、組合の業務若しくは財産若しくは組合及びその子会社等の財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。